別記第5号様式(第6条関係)

年　　月　　日

　　和歌山県知事　様

特定非営利活動法人の名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

電話番号

定款変更認証申請書

　下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

　1　変更の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 新(変更後) | 旧(現行) |
|  |  |

　2　変更の理由

　(備考)

　　1　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

　　2　上記1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。

　　3　当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(法第25条第4項)及び変更後の定款(法第25条第4項)を添付すること。ただし、定款変更の内容が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものである場合は、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(法第25条第4項)も添付すること。

　　4　所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合は、3に掲げる書類のほか以下の書類を添付すること。

　　　(1)　役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第26条第2項)

　　　(2)　法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(法第26条第2項)

　　　(3)　直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録)(法第26条第2項)

　　5　法第52条3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、3及び4に掲げる書類のほか、以下の書類を添付すること。

　　　(1)　法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し(特例認定特定非営利活動法人は除く。)、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し

　　　(2)　認定又は特例認定の通知書の写し

　　　(3)　所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する書類の写し

　　　(4)　所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し